

川口市障害福祉サービス等情報公表における調査に関する指針

令和 7 年 6 月 1 日

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 76 条の 3 第 3 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 第 3 項の規定により市が行う調査に関する指針を定める。

2 調査の対象

障害福祉サービス等情報公表における調査の対象は、障害者総合支援法第 76 条の 3 及び児童福祉法第 33 条の 18 の規定により障害福祉サービス等情報を報告することを義務付けられた事業者とする。

3 調査の実施時期

事業者から報告された障害福祉サービス等の情報の内容に係る調査については、下記の場合に実施する。

- （1）報告された内容に虚偽が疑われるとき
- （2）公表内容について、利用者から苦情等があったとき
- （3）指定障害福祉サービス等に係る実施指導を行うとき
- （4）その他市が必要と認めるとき（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

4 調査の実施方法

（1）基本事項

ア 調査の実施体制

調査は職員 1 名以上で行うものとする。

イ 調査の内容

調査は、基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

ウ 調査の方法

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表とする者との面接調査を原則とするが、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合については、その他の方法により行う。

（2）具体的事項

ア 面接調査の方法

1. 調査の時点及び期間

調査の時点は、報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

2. 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

3. 運営情報の調査方法に係る共通的事項

- a 運営情報の調査は、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行う。
- b 具体的な方法を確認するに当たっては、当該取組の実施の有無を確認するものとし、取組の実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。
- c 具体的な方法を確認するに当たり、利用者ごとの記録等の事実確認を行う場合については、当該記録等の原本を1件確認することで足りるものとする。
- d 具体的な方法を確認するに当たっては、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。
- e 研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認する。
- f 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わない。

イ 調査の終了

調査の実施後は、調査結果について事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて、事業者の同意を得るものとする。当該同意をもって調査を終了するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から適用する。